

裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 についての意見書

2005年10月18日

日本弁護士連合会

最高裁判所が本年 7月 15日に公表した裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(以下「報告書」という。)について、当連合会の意見を述べる。

意見の趣旨

報告書が、裁判に要する期間とその諸要因と考えられるものについての基礎的データを分析し、その結果を広く国民に示したことは、一定の意義があると評価できる。また、報告書の中で、最高裁判所が、裁判の迅速化に関する法律(以下「迅速化法」という。)を基盤整備法として位置づけたことも、高く評価する。

今回の検証により、第一審 2 年以内という一応の目安からしても、また経年変化で見ても、民事・刑事とも、裁判に要する期間はかなりの程度短縮化していることが改めて示されている。このような状況では、審理期間という側面にのみ焦点を当てるのは妥当ではなく、迅速化の面を強調するあまり、裁判の適正や充実があろそかにならないよう、今後も現場の裁判を見守る必要がある。

今回の検証ないし報告書の取りまとめは、次のような課題を残している。

第一に、今後、裁判の適正・充実の観点からの検証が必要である。

第二に、司法制度及び人的・物的体制の基盤整備の観点からの検証(地域的状況の検証含む)は十分とはいえない。

第三に、裁判に要する期間とその諸要因の分析についても、例えば証人数が多いと審理期間が長くなるなど、実務家にとってごく当然と考えられることが改めて数字で示されたにすぎないものが多く、何らかの改善の方向性を示すような結果は出ていない。逆に、審理期間を短くするために証人数を減らすべきであるなどという本末転倒の議論につながることを懸念する。

以上の点は、第 2 回目以降の検証において、十分考慮すべきである。

なお、報告書を各裁判所、裁判官に配布するにあたっては、現場への誤ったメッセージとならないよう、格段の配慮をお願いしたい。

意見の理由

第1、総論

1 はじめに

報告書¹は、迅速化法第8条に基づき最高裁判所が裁判の迅速化に関して10年間にわたって行う（2年ごと、5回）検証の第1回目の報告である。司法制度の中核である裁判について、今回、裁判に要する期間という観点を中心として、広範囲の基礎的データが提示されて分析され、それが広く国民に示されたことは、画期的なことであり、意義あることである。

本意見書は、報告書取りまとめにあたった最高裁判所その他関係者の多大なご努力への敬意を前提として、報告書が描き出す裁判をめぐる状況及び諸仮説について、弁護士の立場から検討を加えるとともに、今後のあるべき検証の方向性について意見を述べるものである。

2 迅速化法が基盤整備法と位置付けられたことについて

当連合会は、迅速化法の立法にあたり、民事裁判の92.8%、刑事裁判の99.6%がそれぞれ第一審2年以内に終了しているという当時の数字を挙げて、同法の立法の必要性に疑問を投げかけた。さらに、同法の成立・施行により、「2年以内」という数字だけが一人歩きして、個々の現実の裁判が迅速だけを追い求め、裁判の適正や充実がおろそかにされるようなことがあってはならないことを、強く訴えた。その結果、法案審議の中で、裁判の充実及び当事者等の正当な権利の保障が重要であることが条文上も明記され、また最高裁判所が行う検証についても総合的、客観的かつ多角的な検証であるべきことが明記されることとなった。加えて、衆参両院において、それぞれ裁判の充実や当事者の権利保障に欠けることのないよう附帯決議がなされるに至った。

裁判が適正な期間内に終了することはもとより大事であるが、裁判の実効性を、期間という一面からだけ測るのは、非常に危険である。国民の権利義務の判断を行うわけであるから、充実した手続による適正な審理がなされなければならない。迅速化法が現場の裁判官、弁護士、検察官その他訴訟関係者に誤解されて、拙速な審理が行われたりするようなことがあってはならない。また、国民に対しても、裁判の適正・充実と迅速を切り離して、迅速化の面だけに注目したり、裁判

¹ 本意見書において引用する報告書の頁数は、最高裁判所が平成17年7月に刊行

期間の短縮化だけを求めるといった、誤った視点を持ち込むことは望ましくない。

裁判が公正かつ適正でかつ実効的であることは、国民の期待に応える司法制度の実現、法の支配の浸透のためには必須である。そして、迅速化法の求める公正かつ適正で充実した手続のもとでの迅速な裁判²は、そのための司法制度の整備及び裁判所その他司法をめぐる人的・物的基盤の整備によって達成されるべきである。すなわち、迅速化法は、政府に対し必要な施策を策定し実施すること、さらにそのための法制上・財政上の措置を講ずること、を義務付ける³基盤整備法として位置付けられるべきものであって、個々具体的な裁判手続に関して、一定の年限内での審理を義務付けるものではない。最高裁判所も、報告書において、迅速化法を基盤整備法として明確に位置付けており⁴、このことは評価すべきである。しかし、報告書が「裁判手続や制度面での整備がほぼ完了した」⁵と評価している点は誤解を与えるかねない表現である。特に、刑事訴訟事件における身体拘束の在り方や取り調べの可視化など被告弁護側の防御権の改善・整備は未了であり、この実現を早期に図るべきであると思料するが、これは検証と直接関係することではない。

当連合会は、裁判手続において、「迅速」を強調するあまり「適正・充実」をおろそかにされることがないよう、今後とも現実の裁判を注視していくとともに、基盤整備法としての迅速化法の趣旨に資するよう、提言していく所存である。

3 第一審裁判に要する期間について

報告書では、第一審裁判に要する期間について、直近の状況⁶及び経年変化⁷が検証されている。その結果、平均審理期間は、民事第一審訴訟全体で、平均 8.2 月、対席判決で終了した事件（欠席判決等を除いたもの、すなわち実質的に争いのある事件）で平均 12.5 月となっており、2 年以内に終了している事件が全体の 94% を占めている。民事訴

した冊子「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」による。

² 迅速化法第 1 条。

³ 迅速化法第 3 条、第 4 条。

⁴ 報告書 4 頁。

⁵ 報告書 9 頁。

⁶ 民事訴訟事件については、平成 16 年 4 月～12 月、刑事訴訟事件については、平成 16 年 1 月～12 月。

⁷ 民事訴訟事件については、昭和 50 年代から、刑事訴訟事件については、昭和 40 年代から。

訟のうち医事関係訴訟、建築関係訴訟（特に建築物の瑕疵に基づく損害賠償を求めるもの）については、平均審理期間はそれぞれ 27.1 月、25.6 月と 2 年を超えており（2 年超事件の割合は、それぞれ 46.4%、38.2%）が、これらも審理充実化・短縮化の試みがなされ、経年変化で見ると短縮化の傾向にある⁸。また、刑事第一審訴訟全体で、平均 3.2 月、否認事件で平均 9.4 月となっており、2 年以内に終了している事件が全体の 99.7% を占めている。経年変化で見ても、民事刑事とも審理期間は年々短縮化している。民事訴訟事件の平均審理期間は、昭和 53 年当時に比べて約 40% 短縮している。刑事訴訟事件の平均審理期間は、昭和 40 年代後半の 6.6 月であったものが、昭和 60 年代に現在の水準まで短縮している。

このように、裁判は、2 年という迅速化法の一応の目安からしても、経年変化で見ても、民事・刑事とも相当程度の短縮化が達成されていることがはっきり示されたと言うことができる。迅速化法立法過程で当連合会が同法の立法事実に対して呈した疑問が裏付けられたと考える。このような審理期間の数字が示された以上、いたずらに日本の裁判が長いということを強調することは誤りであること、これ以上裁判を短くするということを唱えることは危険であることを、改めて述べておきたい。特に刑事訴訟事件においては、むしろ被告人の権利の保障に十分な準備期間、審理時間が確保されているか疑問にさえ感じる迅速化と言える。

また、個々の裁判手続において、訴訟関係者が努力を継続し改善を目指すことは必要だが、裁判の充実・迅速は、基本的には制度及び人的物的基盤の整備・改善によって達成すべきであって、審理期間のみに焦点を当てて裁判の実効性を評価するのは適切でない。迅速化法施行と最高裁判所の検証が、万が一にも現場の裁判官等の実務家、さらには国民全般に、誤ったメッセージを与えることのないよう、この点を重ねて強調したい。

4 審理期間に影響を与える諸要因について

報告書は、序論において、審理期間に影響を与える可能性のある諸要因を、事件の性質・内容に内在する要因、当事者に関する要因、裁判所に関する要因、その他の要因に分けてとらえている。裁判の審理に影響を与える要因として、裁判手続だけを見るのではなく、その背

⁸ 建築関係訴訟については、データ不足から数字は出ていないが、医事関係訴訟は、新受件数が増えているにもかかわらず、平均審理期間は一貫して短縮傾向にあることが示されている。

後にある社会・経済的要因にまで言及されていることは、これまでになかった視点であり、積極的に評価すべきである。

報告書は、このような前提に立って、さまざまなデータを分析しているが、これら要因との関係での分析や仮説提示はなされていない。報告書の行ったデータ分析の結果は、例えば民事では、当事者数、人証数が多いと審理期間は長くなる、刑事では否認事件の方が自白事件より審理期間は長い、取調べ証人数や被告人質問期日回数が多いほど審理期間は長い、など実務家にとってはごく当たり前のことにすぎない。そのことが数字で客観的な形で広く国民に示されたことには一定の意義があることは認めるが、これらの検証結果から充実化・迅速化に向けて何らかの改善策が出てくるような検証結果ではない。逆に、これらの検証結果から、例えば、証人数をさらに減らす努力をすべきであるなどという本末転倒の議論が起こるとすれば、危険極まりないことである。同様に、当事者数（特に原告数）が多いと審理期間も長くなる傾向が示されているが、当事者数を裁判の迅速化の観点からコントロールすることはできないし、事件当たりの当事者数を減らすべきであるというような議論につながってはならない。これらの検証結果がそのような使われ方をされないよう留意しなければならない。

今後行われる検証では、第1回目の検証で十分検討できなかった、適正・充実面の検証、そして人的・物的体制面の検証に力を注ぐべきであると考える。

5 検証及び報告のあり方について

検証にあたって最高裁判所は、裁判の独立をいささかでも害したり現場の裁判官に対して萎縮効果を及ぼしたりすることがないよう留意されている。しかしながら、迅速化法が存在し、最高裁判所が裁判の検証を行っているという事実自体各方面に影響が大であることを認識しなければならない。報告書の各裁判所、裁判官への配布にあたっては、さらには今後継続される検証作業の実施にあたっては、現場への誤ったメッセージとならないよう格段の配慮をお願いしたい。

なお、検証にあたって最高裁判所に「裁判の迅速化に係る検証に関する検討会」が設けられ、法曹のみではなく広く国民の視点から検証のあり方等について議論を重ねてきた。第2回以降の検証に当たっては、同検討会がさらに積極的な論議を行ない、国民にとって有益な検証ならびにその結果の報告に資されるよう強く希望する。

1 民事訴訟事件

(1) 人証調べの問題

報告書は、審理期間に影響を及ぼす諸要因のうち人証調べの有無及び人証数の影響がとりわけ大きいことを示している。平均審理期間の大幅な短縮化は、主として人証調べを実施する事件の減少⁹と人証調べを実施した事件における人証数の全体的減少¹⁰によると推認される。そして、報告書は、これが「事件類型に応じた充実した争点整理を行うことにより、人証調べを実施すべき事件を的確に絞り込み、人証調べを実施すべき事件については、原告被告双方から事件の真相の解明のために最適な人証を選んで取り調べるというメリハリのきいた審理が実践されてきて」いることの反映であると述べ¹¹、積極的な評価を示している。

確かに、近年人証の「絞り込み」がなされてきていることは訴訟代理人として民事訴訟に関わる多くの弁護士の実感であるが、果たしてそれが「充実した争点整理」等の結果であるかどうかは評価が分かれるところである¹²。裁判所が一般に人証調べを採用したがらない、陳述書での代替を打診される、人証調べの申出に対して主尋問のかなりの部分を陳述書で代える(それによって証人尋問時間の短縮化をはかる)ことを要請される、といったことを弁護士は訴訟代理人として経験している。訴訟における事実認定にとって最も重要な手続である人証調べが不適切に「絞り込まれ」ていないか、すなわち裁判の適正・充実が犠牲にされていないか、という問題がある。

その意味で、報告書が述べる「人証の絞込みの的確さ」や「人証の最適さ」は、まさに一つの仮説にすぎない。今後、人証調べの実態(取り調べ請求と採用の割合や尋問時間も含め)及び陳述書利用の実態、争点整理の実態に関する踏み込んだ調査、分析を合わせて行うべきである。それによって、迅速化法が求める総合的、客観的かつ多角的な検証となるものである。

(2) 期日及び期日間隔

報告書は、審理期間が基本的に期日回数と期日間隔で規定されると

⁹ 平成16年には民事第一審訴訟事件全体の21.2%にとどまる。

¹⁰ 人証数の経年変化を見ると、より正確には、人証数が多い(4人以上)の事件の大幅な減少が見られる。他方、人証2ないし3人の事件は増えている。人証数ゼロの事件(人証調べを実施しない事件)も増えている。

¹¹ 報告書58頁。

¹² 少なくとも争点整理が「充実」しているかどうかの検証は、報告書ではなされていない。

して、期日回数と期日間隔という二つの要素を中心に諸データを分析している。しかし、期日回数や期日間隔は、訴訟関係者（裁判所も含め）が期日と期日の間に何を行うか、あるいは、行えるかによって結果的に決まるのであり、その逆ではない。このことは、計画審理あるいは計画的審理においても変わりがない。重要なのは、期日間にどのような準備を行い、期日で実際に何を行ったかであって、これを抜きにした期日回数や期日間隔の数字にどれだけの意味があるのか、疑問である¹³。期日回数と期日間隔で審理期間が規定されると言うとき、審理期間を短縮するために期日回数を少なくし期日間隔を短くすればよい、というような短絡的な誤った理解のされ方をしないよう、注意すべきである。

（3）証拠や情報へのアクセス、証拠偏在の問題

証拠や情報収集にかける時間や手間の問題も忘れてはならない。訴訟の準備がどれだけ充実してどの段階でできるかは、まさに裁判以外のさまざまな社会的・経済的要因によって左右される。また、訴訟類型によっては、事案解明に必要な証拠や情報へのアクセスが当事者の一方（あるいは双方）にとって困難であることがある。これらが審理の適正・充実に直接影響するし、また審理期間にも影響する。報告書では、この観点からの検証はなされていない。特に、証拠偏在の問題は、民事訴訟の制度改革（文書提出命令、当事者照会等）の議論にもつながる重要な問題であり、この観点からの検証が必要である。

（4）医事関係訴訟

報告書が医事関係訴訟について示した総括的評価¹⁴は、ほぼ、実務法曹関係者の実感に近いものであり、今回の調査結果もこれを裏付けるものであると言える。

医事関係訴訟は、民事訴訟全件 10 万 6553 件のうちわずか約 0.7% に相当する 719 件しかなく、増加率が高いとしても、増加絶対件数は民事一審訴訟事件と対比すれば、多いとは言えない。従って、医事関係訴訟を、民事訴訟事件一般と同列に論ずることは適当でない。

また、報告書で審理期間短縮の要因の一つとして触れられている大都市部裁判所での医療集中部についても、そのような特定の類型事件を一つの部に集中させることができないかどうかについて検証されているわけではない。そもそも、医事事件は、大都市部だけでなく全国各地で発生するものであるから、全国で対応できる人的・物的基盤の

¹³ 特に、「平均期日間隔」は、審理期間を期日数で除しただけの数字であり、実際の訴訟の経過等を反映するものではない。

¹⁴ 報告書 69 頁。

整備を図るべきであり、今後、このための検証項目を検討すべきである。

鑑定人の確保については、改善されていると評価される。今後とも一層の運用改善が期待される。特に、地域的な差異の解消につながる検証を実施すべきである。

(5) 建築関係訴訟

報告書が建築関係訴訟について示した総括的評価¹⁵は、ほぼ、実務法曹関係者の実感に近いものであり、今回の調査結果もこれを裏付けるものであると言える。

建築関係訴訟は、民事訴訟全件 10 万 6553 件のうち、わずか約 2% に相当する 2168 件であり、しかも、建築瑕疵の損害賠償事件はわずか 455 件にすぎない。従って、建築関係訴訟を、民事訴訟事件一般と同列に論することは適当でない。

鑑定人の確保については、改善されていると評価される。今後とも一層の運用改善が期待される。特に、地域的な差異の解消につながる検証を実施すべきである。

(6) 知的財産権訴訟

報告書が指摘する通り、知的財産権訴訟は、近年審理期間の短縮化がめざましい。但し、2 年超の事件については、サンプル数が少ないこと（521 件中 65 件）及び特許法などの改正前においては、例えば前提となる特許権などについて無効審決が特許庁でなされるなどしてその確定を待つまで休止となっていた事件や当事者が外国に存し送達手続きに時間を要した事件（一般事件に比べて多いと想定される）などの知的財産権訴訟に関する特殊事情が存すると考えられるので、今回の検証結果を基に一般的傾向を論ずることはできないと考える。

また、知的財産権訴訟は、かなりの割合の事件で係争のパターンが固定している、当事者及び訴訟代理人の専門性・訴訟準備対応能力が高い、証人尋問を必要とする事件が非常に少ない、等他の事件類型にない特殊性があり、これらを前提にして、裁判所の体制強化とあいまって、審理期間短縮化が達成されたのであり、民事訴訟全件の約 0.5% にすぎない知的財産権訴訟を民事事件全般に一般化することはできない。

ところで、審理期間短縮化の大きな要因として裁判官の増員が認められる（平成 9 年と 16 年との対比で、事件数が約 35% 増なのに対し、東京と大阪地裁の専門部では裁判官をほぼ倍増している。年間 700 件

¹⁵ 報告書 83 頁。

程度の新受件数の事件において、この人的体制の整備が果たした意味は極めて大きい）。これは、裁判所の人的充実が審理期間の短縮に大きく寄与することの実証データとして重要な意味をもつものであるといえる。

但し、審理の適正及び充実がはかられているかは別問題であり、この観点からの検証はなされていない。

なお、知的財産権訴訟については、近年一連の管轄集中のための法改正がなされた。これが地方における知財関係事件の解決（裁判所に持ち込まれる事件に限らず）にとってどのような影響を及ぼしているか、検証が必要である。また、知財高裁を第一審とする審決取消訴訟が存し、当事者間の紛争解決においても重大な意味をもつことから、今後の検証の対象とする必要がある。

（7）労働関係訴訟

労働関係訴訟は、民事訴訟全件のうち、わずか1.7%に相当する1766件であるが、その経年増加率は、ここ10年で約6割に上り、今後とも個別労働事件の増加が見込まれ、労働審判制度の新設にも影響され、状況が大きく変化すると予想される。

また、労働関係訴訟は、民事第一審訴訟事件全体の各種データと相似しており、平均審理期間が民事第一審訴訟事件全体の平均より3.3ヶ月長い11.5ヶ月であることと比例して、期日回数が1.5倍、人証数が2倍強となっている。これは、実務法曹関係者の実感に近いものであり、後述する証拠の偏在と人的関係による立証という面から、このようなデータになると考えられる。

ところで、労働関係訴訟については、報告書が分類しているとおり、解雇に関連する地位確認等請求事件、賃金未払に関連する賃金請求事件の他に、不当労働行為関連（解雇、配転、賃金差別等を含む）、差別事件関連（思想差別、性別差別等による賃金差別、昇級昇格差別、解雇等を含む）等の多様な事件が存在する。いずれの事件においても、審理期間の長短及び内容の充実・適正の双方を考える際に、証拠の偏在や実質的な主張立証責任のあり方が重要な問題点である。

報告書が「労働関係訴訟では、使用者による解雇が権利の濫用に当たるか否か等が争点となり、関連する様々な事実関係を総合的に評価して、法が定める規範的な要件への具体的な当てはめを検討しなければならないケースが多く、事実認定や規範的要件該当性の判断が困難な場合が少なくない」¹⁶としている点は、労働関係訴訟において慎重

¹⁶ 報告書113頁。

な証拠調べを必要とすることを認めたものと評価できる。今後も、人証調べの切り捨てのみによる期間短縮をもたらさないよう、代理人から裁判所に対して注意を喚起することが大切である。

報告書では、労働関係訴訟における証拠の偏在や実質的な主張立証責任のあり方については、ほとんど触れられていない。証拠の偏在を反映した、文書提出命令の申し立て件数やその認容結果、抗告の状況等は（抗告がなされると本体の審理はストップする）、期間の長短のみならず充実・適正の面で重要な意味を持つものであり、次回からの調査項目として取り上げるべきである。

労働審判制度は、新しい制度であり、人的にも（担当する裁判官、裁判所職員）、物的にも（スペース）、従前の労働関係訴訟に割り当てていた人的物的容量をそのままにして振り分けにすることで済ませると、労働審判制度も従前の労働関係訴訟も、いずれもしわ寄せを受ける可能性がある。従って、今後、労働審判制度及び従前の労働関係訴訟の双方とも、人的・物的基盤整備の状況と充実・適正・期間の状況とを検証し、基盤の整備・拡充に資すべきである。

（8）行政事件訴訟

報告書では、直近の行政事件訴訟の平均審理期間は15.7月と迅速化法が掲げる2年以内の終局の目標を一応達成しているが、人証調べを実施した事件においては28.9月と2年を超えていていることが明らかにされている。

ところで、行政事件訴訟は、処分の取消・無効確認等を求める抗告訴訟、損失補償事件等の当事者訴訟、住民訴訟などの民衆訴訟、普通地方公共団体の議会の議決又は選挙に関する訴訟等の機関訴訟と、それぞれ特徴を有するさまざまな類型の訴訟からなっている。また、抗告訴訟一つとっても、処分の名宛人が処分の取消等を求める訴訟と、処分の名宛人以外の者が取消等を求める訴訟とでは、まったく審理の様相を異にする。さらに、行政事件訴訟においては、通常の民事訴訟の場合には普段あまり問題になることがない、原告適格、被告適格、処分性、訴えの利益、出訴期間、不服申立て前置等の訴訟要件が問題となることが多く、本案に入らず、訴えの却下や取下げで終局となる事件も相当割合存在する。行政事件訴訟を検証するにあたっては、行政事件訴訟の上記の特徴に鑑みて、訴訟類型や終局区分を考慮した分析が不可欠である。そうでなければ、行政事件訴訟の実態を把握することは困難であるし、実態を踏まえたきめ細かな施策を講じることもできない。

報告書の行政事件訴訟に関する今回の分析は、行政事件訴訟全体を

一括りにした分析である。今後の検証においては、上記観点に基づくきめ細かな検証と分析を行うことを検討すべきである。

ただ、報告書の分析の中でもうかがわれるのは、行政事件訴訟は民事事件訴訟全体と比較して、平均口頭弁論期日回数が多く、逆に争点整理を実施した事件の割合及び平均争点整理期日回数も少なく、かつ期日間隔が長いことである。これは、行政事件訴訟においては、当事者の準備により多くの時間を要することを示すとともに、争点整理が十分に機能していないことを示すものである。

なお、行政事件訴訟法（行訴法）については、国民の権利利益のより実効的な救済手段の整備を図る観点から、国民の権利利益の救済範囲の拡大を図ること、審理の充実及び促進を図ること、行政事件訴訟をより利用しやすく分かりやすくするための仕組みを整備すること、等を内容とした改正が、平成16年に行われた¹⁷。改正法施行後の行政事件訴訟の審理及び判断は、従前のものとは大きく変わる可能性がある。とりわけ、改正行訴法が審理の充実及び促進を図るために釈明処分の特則を新設したことを見て、裁判所が積極的に釈明を行うなどして争点整理に努めるならば、行政事件訴訟の審理が大いに充実し促進される可能性がある。

今後の検証においては、行訴法の上記改正の趣旨がどの程度実現されたのか、具体的には、行政事件訴訟の事件数（訴訟類型別）がどのように推移したのか、訴訟要件での門前払い（取下も含む）がどの程度減少し、それが行政事件訴訟の審理にどのような影響を及ぼすことになったのか、釈明処分の特則¹⁸など審理の充実・迅速化のための制度的な手当がどの程度機能しているのか、について検証を行うことが必要である。また、制度面で行政専門部・集中部と普通部の別による審理の差異も検証項目に加えるべきである。

(9) 今後の検証では、訴訟類型の一つとして、国家賠償請求訴訟、公害・環境訴訟、消費者被害訴訟、製造物責任訴訟などを検証の対象とすべきである。

例えば、今回の検証では、公害・環境訴訟などに関する検証がなされておらず、報告書には、これに関連するような内容の記述も存在しない。

公害・環境訴訟においては、原告が多数である点（集団訴訟）、権利が生成途上にある点（政策形成訴訟）、原告適格が問題となる点、安全性の立証に困難を伴う点（高度の科学性・専門性）、因果関係の解明に

¹⁷ 平成16年法律第66号。平成17年4月1日施行。

困難を伴う点（疫学的・科学的因果関係）、損害論における集団性が問題となる等、主張・立証において、争点が多岐に渡り、その複雑性が他の訴訟類型に比べ、著しく顕著であり、自ずと審理期間が長期化せざるを得ない特徴を有している。

また、公害・環境訴訟などにおいては、事業者側に証拠の偏在が著しいので、証拠収集手続の一層の拡充が不可欠であり、適切な検証の実施、文書提出命令、証人尋問の実施等がなされないまま、2年以内の終局にのみとらわれた拙速な審理にならないような、格段の配慮が必要である。

さらには、大規模訴訟と呼ばれる各種消費者被害訴訟や公害・環境訴訟について、その審理の適正・充実のための人的・物的基盤の整備を図る必要がある。

従って、これらの点について、次回以降の検証の対象とすべきである。

2 刑事訴訟事件

（1）刑事訴訟における適正・充実と迅速化

第1で述べたとおり、刑事裁判は民事裁判に比べてもさらに短縮化がはかられており、刑事訴訟においては、審理期間より、「適正・充実」面こそが現下の最大の課題である。

そもそも、刑事裁判においては、適正で迅速な裁判を受けることは被告人の憲法上の権利である。しかるに、刑事訴訟における「当事者」は、訴追する国家（検察官）と訴追される被告人である。訴追側は、場合によっては被告人の身体・自由を拘束して、徹底的な訴訟準備を行うなど各種の強制捜査権を有しているのに対し、被告人・弁護側は、弁護活動に必要な証拠や情報を入手する手段が限定されているという動かし難い構図がある。被告人の身体拘束がある場合は、なおさらである。刑事訴訟は、証拠偏在が常にかつ極端な形で存在する訴訟であるということができる。

刑事訴訟の適正・充実を検討・検証する場合には、民事訴訟と異なるこのような刑事訴訟の基本構図を十分認識した上で行うことが不可欠である。この認識がなければ、表面的かつ国民に誤解を与える分析となってしまうであろう。

（2）審理を長期化させる要因についての仮説について

報告書1.2.2「審理を長期化させる要因についての仮説」のうち「当

¹⁸ 行訴法23条の2。

事者に関する要因」についての記述¹⁹は疑問である。まず、ここにあげられているのは、ほとんどが「弁護人」に関する記述である。しかし、実際の刑事訴訟における審理長期化のかなりの部分は、捜査段階での密室での取調べ、伝聞証拠排除の不徹底、勾留・保釈等被疑者被告人の身体拘束の問題の運用、手持ち証拠開示の問題²⁰、合理性が欠けていながらもかかわらず先入観に捕らわれた思いこみによる起訴、証拠や法律論の詰めが不十分な状態での起訴、不明確な立証方針、不明確な訴因や訴訟がかなり進んだ段階での訴因変更等、訴追側当事者である検察側に起因すると言えるものである。また、これらは審理の適正・充実にも大きな影響を与える問題であることは論をまたない。

他方、弁護人に起因する問題として、「国選弁護事件における刑事弁護に通じた十分な数の弁護人の確保」「弁護体制の充実強化」があげられている。それらが必要なことはその通りであるが、そのような体制の問題だけで刑事訴訟の適正・充実がはかれるものではない²¹。前述した検察側に起因するとしてあげた制度上、運用上の問題の解決を図ることこそ基本とさるべき事項である。また「弁護人が争点整理に応じないなど訴訟の進行に非協力的である場合」とあるが、証拠・情報が捜査・訴追側に独占され早期の適切な開示がなされず、また否認事件のほとんどは被告人が勾留された状態で起訴され保釈もなかなか認められない²²等のため、「応じない」ではなく「応じることが不可能あるいは困難」なのである。証拠開示や身体拘束の問題の解決が先決であって、これらの問題を直視せず、弁護人が「非協力」というのは片寄った一方的な「仮説」であり、被告人の防御権の否定につながりかねない見解である。

また、「証人尋問、被告人質問における必要以上に詳細な尋問、質問」も要因としてあげられている。しかし、当事者、特に弁護人としては、裁判官の自由心証主義のもと、供述者の答えを補強する周辺事実まで聞いて固めておく必要性がある場合がある。裁判官が被告人や弁護側の証人の供述について容易に信用しない傾向が見られる場合は、なお

¹⁹ 報告書 7 頁。

²⁰ 刑事事件においては、証拠の大部分を検察側が握っており、その全体像がわからなければ被告人側としては明確かつ有効な防御方針を立てることができず、準備もできない。

²¹ 体制の問題としても、少なくとも国選弁護報酬が現在のような低廉で、記録謄写費用が一部事件を除き自己負担とされているままでは、全く労力と時間に見合わず、早急な改善が必要である。

²² かつ接見時間帯が短い、土曜・休日の接見が制限される、また、代用監獄では接見室の数も少なく、弁護人にとって、身体拘束中の被告人との接見による打ち合わせが十分にできないという問題がある。

さらである。さらに、敵性証人の尋問や反対尋問においては、周辺事実やさらには一見争点とは無関係のように見える事実から聞いて、一步一歩詰めて行かざるを得ない場合も当然ある。そもそも、何をもって「必要以上に」と言うのか、それを誰が判断するのか、という問題がある。

最後に、審理の長期化についても、審理の適正・充実についても、検察官の手持ち証拠開示、被告人を身体拘束から適切に解放すること、取調べの可視化等を実現して自白の任意性・信用性の不必要的争いをなくすこと等、制度ないし運用上の諸問題の解決に取り組まなければならぬのであって、「仮説」もこのような視点を持つべきである。

(3) 証拠調べについて

報告書の証拠調べ（証人尋問、被告人質問、鑑定、検証等）についての検証は、検察官立証と弁護人立証の区別もない点で、(1)で述べた刑事訴訟の構図の視点からして、今後、さらに検証を加えるべきである。加えて、何を対象とした証拠調べなのかの区別（罪体か、自白の任意性・信用性か、責任能力か、情状か等）を明確に行ない分析すべきである。

また、証人尋問、鑑定、検証いずれについても、実施された証拠調べのみを対象としているが、請求した（特に弁護側から）が却下された件数を見ることも重要であって、今後の検証における課題とすべきである。

(4) 国選、私選の別による分析

国選弁護と私選弁護で弁護活動の質に本来差異は認められない。特に弁護士会が実施している当番弁護士制度による起訴前弁護から公判弁護に至る弁護人の活動は同一であり、被告人の経済的状況により国選と私選に別れるにすぎない。つまり、国選、私選の別を調査することに大きな意味はない。

ところで、報告書では、自白事件、否認事件とも、私選弁護事件の方が国選弁護事件より平均審理期間が長く、開廷回数も多いという検証結果が示されている。これらは、被告人の状況により私選依頼をすることから見て、被告人の事情によるものと思われ、その面から結果としてはある意味では当然のことである。しかし、このような分析にいかなる意味があるのか、疑問である。審理期間との関係では、何らかの方策に結びつくような分析ではないし、逆に結びつくとしたら、被告人の権利保護を無視する危険なものとなるであろう。

他方、適正・充実の観点からは、報酬があまりに低額であるところに起因する国選弁護の充実の問題がある。しかし、それはこのような

審理期間の分析を通じて検討するような問題ではない。

(5) 身体拘束の有無による分析

保釈中の事件の審理期間が勾留中の事件よりも長いという検証結果が示されている²³。この検証結果はいくつかのものを示唆する。すなわち、一方で審理が長期化すればそれだけ保釈が認められる可能性が高くなることの現れであるという面があるとともに、他方で勾留されている場合は、いわゆる「人質司法」の問題にも連なる深い問題があることを示唆する。

この身体拘束の問題は、それ自体として適正・充実の観点から検証すべき問題であり、審理期間との関係を分析することにそれほど大きな意味があるとは思われない。

3 地域的状況の検証

報告書は、民事事件について「地方裁判所本庁（民事部）の数の別、裁判官の常駐支部・非常駐支部の別に見た場合、平均審理期間は広範に分布しており、庁の規模別と審理期間の関係は明らかではない」「地方裁判所（管内）の民事事件担当裁判官総数、担当裁判官一人当たりの民事訴訟事件数と平均審理期間、平均全期日回数、平均期日間隔との間には、特段の関係をうかがうことはできない」としている²⁴。

同様に刑事事件について「地方裁判所本庁の部（刑事部）の数の別、裁判官の常駐支部・非常駐支部の別により、平均審理期間に有意の差があるとは認められない」、「地方裁判所（管内）の刑事事件担当裁判官総数、担当裁判官一人当たりの民事訴訟事件数と平均審理期間、平均開庭回数、平均開廷間隔との間には、特段の関係はうかがわれなかつた」としている²⁵。

しかし、今回の検証では、地方裁判所の本庁管轄ごとの大まかなデータ・資料に基づく分析しかなされず、本庁・支部（常駐・非常駐）ごとのデータ・資料に基づく地域的状況（人的・物的基盤）の検証がなされていない。例えば、民事事件の欠席と対席の別のデータも支部（常駐・非常駐）ごとになされていない。このように地域的状況の検証が不充分であるにもかかわらず、上記のように「特段の関係はうかがわれない」との趣旨の結論付けをするのは、やや早計である。しか

²³ 報告書 216 頁では、「被告人の身柄関係と平均審理期間の間に有意の関係があるかどうか明らかではない」とするが、保釈中の事件の審理期間の方が長いという点（特に否認事件）では、かなりはっきりしているのではないか。なお、この部分で国選弁護・私選弁護の別と結びつけて記述している点は問題である。

²⁴ 報告書 144 頁。

²⁵ 報告書 219 頁。

も今回の検証は、もっぱら審理期間との関係だけに終始し、充実面における検証は行われなかった。

第3、第2回目以降の検証について

1 第1回目の検証の十分でない点

以上で述べたとおり、第1回目の検証は、裁判の期間という指標を中心として、さまざまな要素が裁判の期間にどのように関係しているかを中心としたデータの分析を行っているものである。しかし、迅速化法の目指すところは裁判の適正・充実を前提とした上での迅速化であるから、同法に基づいて行われる検証も、当然裁判の適正・充実面をも対象とせざるを得ないはずである。第1回目の検証では、わが国初の検証であったため、適正・充実面の踏み込んだ検証がなされたとは言えない。

また、迅速化法の目指すところは、国民のための司法に実現に向け、充実した手続が実施されるような制度及び体制の整備（基盤整備）であるから、各本庁、各支部さらにはそれぞれの地域における裁判所等司法をめぐる人的・物的体制の問題についても、検証の対象となる。第1回目の検証では、地方裁判所の本庁管轄ごとの大まかな資料に基づく分析がなされているが、これは出発点に過ぎないと言わざるを得ない。

第2回目以降の検証は、これらの諸点についての、より深化した検証がなされるべきである。具体的にどのような検証項目を設定しどのような方法で検証を行うかは、今後の検討会での検討に委ねられることとなる。当連合会としても隨時意見を述べていく所存であるが、以下、大まかな方向性と視点を述べる。

2 民事訴訟事件

事件票の項目の追加によるよりきめ細かいデータの収集と分析、控訴審の実情等の検証のほか、裁判の質の側面である適正・充実に関する検証が不可欠である。

まず、第1回目の検証で明らかになった「人証の絞り込み」が相当程度進んでいる現状が、審理期間短縮には寄与しているとしても、裁判の適正・充実の観点からどのような影響を及ぼしているかについて、踏み込んだ分析がなされるべきである。そのためには、証人尋問の申出が、どの程度採用されているのか、また、どの程度却下されているのか、却下された理由は何なのか、などを検証項目とすべきである。

また、当事者の請求する人証の不採用、陳述書の多用が人証の減少の要因として考えられるが、特に最近定着しつつある陳述書多用の実務の実態を把握するとともに、これと人証採用の関係を分析することは重要である。さらに、証人尋問自体についても、期日回数だけでなく、尋問時間についても検証すべきである²⁶。

次に、争点整理手続についても、回数だけではなく、適正に行われているか、充実して行われているかについて、検証を行うべきである。これらの分析は、事件票等のデータの客観的な分析だけからは困難であるだろうが、訴訟代理人等訴訟関係者からの聴き取り調査を行う等、方法を検討すべきである。

第三に、訴訟提起前の証拠収集や主張の交換、交渉がどれだけなされ、冒頭段階（訴状、答弁書提出段階）でどれだけ具体的な事実や証拠が出されていたか²⁷、訴訟の途中で文書提出命令、送付・調査嘱託、検証が実施されたか、等も検証の対象とすることを検討すべきである。

最後に、充実度を計る指標の一つである当事者の納得・満足度に関する検証も必要である。その側面から、控訴率、第一審と控訴審との関係等を検証するほか、司法制度改革審議会が行った民事訴訟利用者調査等の実例²⁸を参考に、納得・満足度を測定する検証方法等の検討がなされるべきである。

3 刑事訴訟事件

刑事事件においては、もはや審理期間はこれ以上短くできないくらいに短縮されており、民事にもまして、第2回目以降は、審理の適正・充実の観点からの検証に重点を置くべきである。刑事訴訟においては、訴追側の当事者である検察は強制捜査権を有しているため、いわば準備万端で訴訟に臨むことができるわけであるから、審理の適正・充実は、ひとえに弁護側の弁護活動が充実して行われるか、その前提条件が満たされるか、にかかる。その観点から、前記第2、2で述べた諸点に加え、以下のような検証項目を検討すべきである。

- ・訴因についての釈明の有無と審理期間の関係
- ・追起訴、訴因変更時期と審理期間の関係
- ・検察官の証拠開示がどの程度なされているか

²⁶ 主尋問の一部又は全部を陳述書で代替させるということがどのくらい行われているか、また尋問時間がどれだけ充実してとられているか、等を含む。

²⁷ 訴提起前の証拠収集の処分についても、今後事案が集積すると思われる所以、検証の対象とすべきであろう。

²⁸ 平成13年2月13日に結果報告がなされている。

- ・弁護側請求の鑑定、検証の数、種類とそれがどれだけ採用されているか²⁹
 - ・検察側請求の鑑定、検証の数、種類とそれがどれだけ採用されているか
 - ・弁護側請求証人の数と採用された証人の数
 - ・検察側請求証人の数と採用された証人の数³⁰
 - ・自白の任意性・信用性をめぐる争い及びこれらの立証のための証人（被告人質問も含む）の数
- など。

4 地域的状況

次回以降の検証では、本庁・支部ごとのより詳細なデータ・資料に基づき、地域的状況（人的・物的基盤）が裁判の充実にどのような影響を及ぼしているかについて検証されるべきである。具体的には、人的体制面での充実を図る基礎となるべき指標と考えられる裁判官一人あたりの手持事件数、処理件数のほか、裁判官以外の裁判所職員の人数及び執務体制等のより深化した検証、物的体制面に関する裁判所の法廷の数と利用頻度並びに開廷日数等、また法廷以外の必要スペース（和解室等）の数と利用頻度等の実情についても検証がなされるべきであろう。

さらに、今後、検討を行うに当たっては、新制度の導入・実施による影響（従前のデータとの相関関係が完全対応しない部分）も見ていく必要がある。例えば、人事訴訟が家庭裁判所に移管したことによる影響、刑事公判前整理手続の施行、労働審判制度の施行、即決裁判の施行、裁判員制度の施行など、司法制度改革の結果に対する検証ならびに評価も行なう必要があろう。

以上

²⁹ 実施されたものだけを見るのではなく、請求されたもののうちどれくらいが採用されているかも見るべきである。

³⁰ 検察側請求証人の数及び採用数を知ることで、検察側が証人を厳選しているかどうか、弁護人請求証人の数及び採用数から、弁護側の反証がどの程度認められているかを見る。